

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 障害者地域生活サポート事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <p>①障害者本人へのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の相談支援等を充実させるために、障害者支援アシスタントを雇用する。 (例えば発達障害の場合、発達障害者支援センター等において当該アシスタントを雇用することが考えられる。) ○ 障害者支援アシスタントは、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対して確実に相談支援が提供できるよう、情報の収集や書類の作成の補助を行う。 ・ 障害者の実態調査や支援ニーズ調査の補助を行う。 <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村：連携体制の構築、アシスタントの雇用など ・ 都道府県：市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言、調査項目作成等 <p>②家族へのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者等が在宅で不安定な状態になった場合に、当事者が利用するサービスはあるが、障害特性により当事者が福祉サービスや医療受診を希望せず、家族として困難な状況に陥るが、措置入院等の強制的な入院とするまでには至らない状態が起こりうる。 この際、家族については、障害者自立支援法の福祉サービスの利用はできず、一時的に回避するための場所がない状態となっており、当事者の不安定な状態が収まるまでの短期的な憩いの場を提供することにより家族、当事者双方の支援を行うものとする。 <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県：実施主体（施設や設備の整備、運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など ・ 国：事業運営全般やガイドライン作成等に関する相談・助言など
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p>

特になし
<p>(期待される効果)</p> <p>①障害者サポート事業</p> <p>定性的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望する全ての障害者に対して、相談支援の機会を保障できるようになる。 発達障害者等の実態が把握され、研究や施策の基礎的なデータが確立する。 <p>②家族サポート事業</p> <p>定性的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者等の地域移行の促進：長期入院していた精神障害者等を含む在宅精神障害者等の家族が安心して自宅等に退院し、地域定着を支援し、精神障害者等の地域移行を促進する。 離職者等の現場訓練（O J T）の場：雇用された離職者等が施設において精神保健福祉士とともに家族や精神障害者等への支援を行うことによりキャリアアップを支援するとともに、福祉分野への継続雇用につながる。 地域に密着した運営：都道府県が設置し、地元の相談支援事業者やN P O法人、民間企業等に運営委託。
<p>(先行事例)</p> <p>特になし</p>
(期間後の取扱い)
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課 専門官 日詰正文 / 係長 木下博詞</p> <p>電話番号：03-3595-2307（直通） / ファックス：03-3593-2008</p>